



2018年8月 第73号

産業文化通信

JCI 産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都港区三田 3-4-3 三田第一長岡ビル6階

TEL: 050-3506-5595



7月は、西日本豪雨災害に始まり、本州では記録的な猛暑となるなど、異常気象のニュースが絶えない夏となりました。東南アジア出身の実習生にとっても、今夏の暑さは中々大変だったのではないのでしょうか。報道では、8月にもまだ猛暑日が続く予想されております。

組合員の皆様、どうかお体を大切にお過ごしください。

夏休み期間中の注意喚起

8月はお盆休み等で長期休暇を取られる企業様も多いと思います。実習生が泊りがけ等で外出する際には、以下の点に注意するよう、ご指導をお願い致します。

1. 在留カードの携帯（行楽地等で職務質問に遭う場合もありますので、必ず在留カードを携帯するように。また、切替え中等で在留カード原本が無い場合はコピーを携帯させてください。）
2. 他社実習生の宿舎に泊まる場合は、受入企業の許可を得るように。騒音などで、近隣住民に迷惑を掛けないように。
3. 無賃乗車やキセル乗車は絶対に行わないように（犯罪行為とみなされ強制退去もあり得ます。）

優良企業認定を受けている or 検討されている企業の皆様へ

優良企業認定を受ける為の点数計算表は先の組合通信でお配りした通りです。

(お手元に無い場合は、以下のHP からダウンロードできます。※平成 30 年 7 月 26 日改定版 ページ番号 14)

<http://www.otit.go.jp/files/user/docs/300726-2%E3%80%80.pdf>

現在優良企業認定を受ける為の必要点数は 110 点満点の 6 割=66 点以上 ですが、

平成 31 年 4 月 1 日以降は、120 点満点の 6 割=72 点以上が合格点となります。

平成 31 年 4 月 1 日以降に加点される 10 点の内訳は、(直近過去 3 年以内の

技能実習指導員 (全員) の講習受講歴: 5 点と、生活指導員 (全員) の講習受講歴: 5 点です。)

現在 66 点以上で優良企業であっても、来年 4 月以降は 72 点に到達していないと、優良企業として認められなくなってしまいます。※技能実習責任者は受講が必須の為、加点対象ではありません。

受講をご希望の場合は、厚生労働省 HP より日程をご確認の上お申し込み下さい。また、受講後の受講証を組合までご提出ください。厚生労働省ホームページ↓

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158734.html>

新規加入組合員ご紹介

新たに JCI 産業文化協同組合に 1 社が組合員として加入されました。宜しくお願ひ致します。

(新組合員) ・ハイブラ化成株式会社 様